

# 柏崎民商会報

月 15日  
年 5月  
テル四五一〇八二二  
新潟県柏崎市穂波町十三番二十二号  
TEL(〇二五七)二三一一九九七(代)  
FAX(〇二五七)二二一九三〇七

**民商第45回総会は6月25日**

## ホテル・シーポートで開催決定

民商は、4月27日に第4回理事会を開き、第45回定期総会開催を決定しました。6月25日(日曜)に午後1時30分よりホテル・シーポートを会場に開催します。総会成功へ、支部からの代議員の選出と役員の推薦が大切です。今総会の代議員と役員は、再編支部からの選出と推薦です。人数等は左記の通りです。

### ◆代議員数

中央北部西刈合同支部8
東部鰐北合同支部7
西部南部上条合同支部8
料飲支部4 婦人2 青年2



### ◆役員推薦

常任理事は中央北部西刈・東部鰐北・西部南部上条から3名 料飲・婦人・青年から2名 理事は中央北部西刈・東部鰐北・西部南部上条から2名 料飲・婦人・青年から2名 会計監査は東部鰐北・中央北部西刈から1名 各支部等が集まりを開き、総会成功へ準備をすすめましょう。商工新聞読者・会員・共済・婦人・青年を増やして総会を成功させましょう。

## 税務署に消費税分納集団申請行う 2人が「換価の猶予」申請認定

今週から『ちよつといい話』連載します

民商では、2014年(H26年)4月から消費税率5%から8%へ大増税した年の消費税納税分から、税務署へ消費税の集団分納相談を開始しました。

今年は、4月27日に3人が分納相談に。今回、初めて2人が申請型「換価の猶予」を行いました。「猶予制度」を使うと、延滞税が減額されるなど「普通の分納」と比べると大きなメリットがあります。Aさん(61歳・小売)は13万円強の消費税を5月から7回の分納。Bさんは(67歳・建設)は23万円弱の消費税を5月から7回の分納。それぞれがその場で認定。Cさん(68歳・飲食)は38万円強の消費税を今まで通り4回の分納に。

### 「換価の猶予」申請は、納

期限から6ヶ月以内の所得税と消費税が対象です。まだ間に合います。分納希望者は事務所に問い合わせを。



## ひとりで悩まず相談は民商へ なんでも無料相談会始めます

民商では今月から、会員さんも対象の「なんでも無料相談会」を開催します。

『商売のこと、お仕事のこと、お気軽にご相談下さい。また会外の友人・知人の業者、まわりの業者へお気軽にお知らせ下さい(日程など詳細は今週の折り込みチラシ)。

